

# 科学の目で公正に「安全」を調べ抜く。 そんなリスク評価への取組をご紹介します。

食品が健康に与える影響を、科学的・客観的な立場から評価する「リスク評価(食品健康影響評価)」。

これをもとに行行政はリスク管理としての対策と、国民への情報提供を行っています。

消費者が安心を得るために大切な「食の安全」の第一の柱であるこの「リスク評価の実際」の流れを事例から要約してご紹介します。

## 1 アマメシバ加工食品

平成15年8月、我が国において、いわゆる健康食品として販売されているサウロパス・アンドロジナス(いわゆるアマメシバ／天芽芝)を乾燥粉末状にした加工食品を、長期にわたって食べ続けたことが原因と思われる重度の健康被害事例(閉塞性細気管支炎※1)が2件報告されました。これを受け厚生労働省から、アマメシバを大量に長期摂取させることができない粉末、錠剤などの加工食品について食品健康影響評価の要請がありました。当委員会では、9月4日の第9回委員会会合において、実際に症例を診察した鹿児島大学医学部の納光弘教授と名古

屋大学医学部付属病院の長谷川好規教授、アマメシバ粉末の分析を行った国立医薬品食品衛生研究所の合田幸広氏、呼吸器系が専門の国立国際医療センターの工藤宏一郎氏を招いて審議を行いました。その結果「アマメシバ粉末の長期摂取と閉塞性細気管支炎との因果関係は否定できない(※2)」「引き続きアマメシバの粉末、錠剤等の形態の加工食品による健康被害事例を積極的に把握するよう努めるとともに、原因物質の特定のための調査・分析を進めることが重要(※3)」との評価結果をまとめ、厚生労働省に回答しました。

▶ <http://www.fsc.go.jp/hyouka/index.html>

- ※1:閉塞性細気管支炎  
肺胞に近い膜様細気管支と呼ばれる部分が閉塞し、咳、喘鳴、呼吸困難等の症状が出る、まれな呼吸器疾患です。
- ※2:アマメシバ粉末中の原因物質等は特定されていませんが、鹿児島と名古屋の症例、1990年代後半から2000年にかけての台湾での大量発症事例を踏まえて疫学的に判断されたものです。
- ※3:今回の評価は粉末、錠剤等の加工食品について行われたもので、生鮮アマメシバについてのリスク評価ではありません。



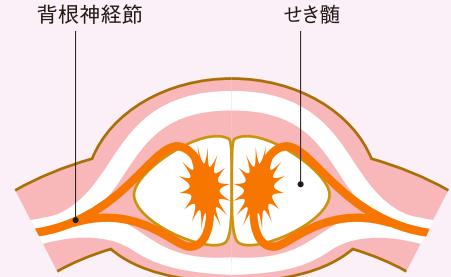
## 2 牛のせき柱

▶ <http://www.fsc.go.jp/hyouka/index.html>

平成15年7月、厚生労働省から「伝達性海綿状脳症(※1)に関する牛のせき柱を含む食品等」について食品健康影響評価の要請がありました。当委員会は平成15年8月29日のプリオン専門調査会第1回会合で審議を行った結果「①背根神経節のリスクはせき柱と同程度であり、背根神経節を含むせき柱については特定危険部位(※2)に相当する対応をすべきである」「②今後も科学的知見の収集に努めるとともに、それらに基づき食品健康影響評価の見直しを適宜行うことが必要である」という審議結果をまとめ、意見募集を経て、9月11日の

第10回委員会会合においてこの審議結果を了承、厚生労働省に回答しました。また11月、農林水産省から牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格基準改正に伴い、それらを使用した場合の安全性について評価の要請があり、11月20日の第20回委員会会合において審議を行った結果、厚生労働省に対する回答と同様の回答を行いました。

### ■せき柱横断面



参考文献:「家畜比較解剖図説」(養賢堂)

※1:伝達性海綿状脳症はプリオン病の1つであり、異常プリオントン白質が病原体です。プリオン病には、ヒトのクールー、孤発性クロイツフェルト・ヤコブ病(sCJD)、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)、ウシの牛海綿状脳症(BSE)、ヒツジやヤギのスクレイバー、鹿の慢性消耗病(CWD)、ネコの海綿状脳症などがあります。

※2:「特定危険部位」とは、異常プリオントン白質が蓄積された部位のことです。牛の脳、せき柱、回腸遠位部(小腸の末端部)などが含まれます。これらは除去・焼却が義務づけられています。

### 3 遺伝子組換え食品の安全性評価基準

▶ <http://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/index.html>

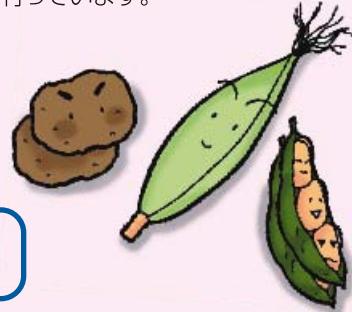
遺伝子組換え食品とは、食品として用いられる植物等の性質、機能を上手に利用するために、他の生物から有用な性質を付与する遺伝子を取り出し、その植物等に組み込む技術（組換えDNA技術）を用いて作られた食品のことです。食品の生産を量的、質的に向上させるだけでなく、害虫や病気に強い農作物の改良や、日持ちや加工特性等の品質向上に利用され、食料の安定供給に貢献し、天然資源の節約をもたらすことなどが期待されています。

日本では、平成8年以降、遺伝子組換え食品の安全性は、厚生労働省の審査基準（組換えDNA技術応用食品・食品添加物の安全性評価指針）に基づき審査され、安全性が確認されており、平成13年4月からは、食品衛生法の規定に基づき、安全性審

査が法的に義務づけられ、安全性審査を受けていない遺伝子組換え食品は、輸入、販売等が法的に禁止されています。一方、国際的にもコーデックス委員会（FAO／WHO合同食品規格委員会）において「遺伝子組換え食品の安全性評価の実施に関するガイドライン」等が作成されています。

平成15年7月、食品安全委員会の発足とともに、遺伝子組換え食品及び食品添加物の安全性評価は、厚生労働省の要請に応じて食品安全委員会においてなされることとなり、食品安全委員会として、国内外の審査基準等を踏まえ、評価基準案の作成を進めてきました。例えば「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」においては、基本的にまずは、まず安全性評価を行おうとする遺伝

子組換え食品について、既存の食品との比較の可否を判断した上で、組換えDNA技術によって種子植物に付加されることが予想されるすべての性質の変化について、個々の評価項目に基づき、その可能性を含めてヒトの健康に対する安全性評価を行うこととしています。本基準案の作成に先立って平成15年10月24日に「遺伝子組換え食品についてご意見を聴く会」を開催するとともに、基準案の作成後は、国民からの意見募集や平成15年12月19日の意見交換会を経て、平成16年1月、安全性評価基準をとりまとめ、以来、この評価基準等に基づき個別品目の安全性の評価を行っています。



#### 遺伝子組換え食品について国民はどう感じている？

※食品安全モニター・アンケート調査「食の安全性に関する意識調査（平成16年5月）」の結果による

##### ■食の安全性の観点から感じている不安の程度

（職務経験区分別）

